

手続チェックシート

離婚される方へ

- ・ 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- ・ 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成年2人)の署名のうえ、届出してください。
- ・ 未成年のお子さまがいるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- ・ 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。
- ・ 本籍地が三沢市でない場合は、戸籍謄本が必要となりますので、あらかじめ本籍地の市区町村からお取り寄せください。

市ウェブサイト



電子申請サービス



本人確認書類について

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの



例) 運転免許証、マイナンバーカード、
パスポート、障害者手帳

確認に
2点が
必要なもの

例) 健康保険証、年金手帳、
介護保険証 など

庁舎のご案内

開庁時間 あさ **8時15分** ~ 夕方 **5時00分**
 (土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)

市役所

〒033-8666 青森県三沢市桜町1丁目1-38
 ☎ 0176-53-5111 (代表)

階数	本館	別館
4階	議会事務局	監査委員事務局
3階	財政課 管財課 環境衛生課 都市整備課 土木課 建築住宅課	教育総務課 学務課 学校教育課 生涯学習課
2階	総務課 秘書課 防災管理課 DX推進課 政策調整課 基地渉外課	農政水産課 産業観光課
1階	広報広聴課 生活安全課 税務課 市民課 国保年金課 会計課	市民スポーツ課 選挙管理委員会事務局
地下1階	売店	情報システム管理室

総合社会福祉センター

〒033-0011
 青森県三沢市幸町3丁目11-5
 ☎ 0176-51-8773
生活福祉課 **介護福祉課**
障害福祉課

キッズセンターそらいえ

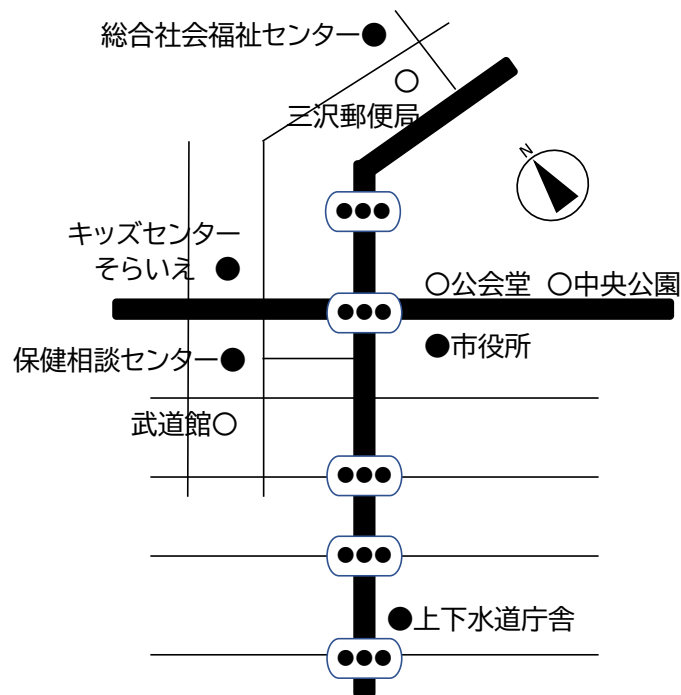
〒033-0011
 青森県三沢市幸町1丁目7-7
 ☎ 0176-51-4431
子育て支援課

保健相談センター

〒033-0001
 青森県三沢市中央町1丁目3-10
 ☎ 0176-57-0707
健康推進課

上下水道庁舎

〒033-0037
 青森県三沢市松園町2丁目1-52
 ☎ 0176-51-2373
水道課 **下水道課**



離婚

に関連するおもな手続き

該当	受付済	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご確認ください	手続き	必要なもの	受付窓口・ 問合せ窓口
住所・ 戸籍		住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシート もご確認ください。	市民課 市役所本館1階 (内線235)
		前配偶者と同居中で、生計を別にして いる方	世帯分離届		
		姓が変わる方で、マイナンバーカード または住民基本台帳カードをお持ち の方	変更内容の追記	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード 暗証番号をわかるようにして ください。	
		姓が変わる方で、旧姓の印鑑で 印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります。	新しい姓で登録したい方は ・印鑑 ・顔写真付き本人確認書類 ・印鑑登録証	
		離婚後も婚姻中の姓を引き続き 使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する 届(戸籍法77条の2の届)	※受付窓口でご相談ください。	
		お子さまの戸籍についてのご 相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください。	
保険・ 年金		国民健康保険に加入中で、 姓など保険証の記載に変更がある 方	新しい国民健康保険証の交付 (保険証は窓口交付または後日郵 送)	・変更前の国民健康保険証	国保年金課 市役所本館1階 (内線298)
		→70歳から74歳までの方	新しい保険証の交付 (保険証は窓口交付または後日郵 送)	・変更前の国民健康保険証 兼高齢受給者証	
		姓が変わる方で、75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者 医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の 交付(保険証は後日郵送)	・変更前の後期高齢者医療保険証	国保年金課 市役所本館1階 (内線223)
		前配偶者の勤務先の健康保険の 扶養から外れて、国民健康保険・ 国民年金に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証は窓口交付または後日郵 送) ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	・前配偶者の勤務先の健康 保険の資格喪失証明書	国保年金課 市役所本館1階 (内線298) 国保年金課 市役所本館1階 (内線245、246)

該当	受付済	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご確認ください	手続き	必要なもの	受付窓口・ 問合せ窓口
保険・年金		姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問合せください。	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	国保年金課 市役所本館1階 (内線298、223)
		年金を受給している方	日本年金機構から受給している方は 自動で氏名変更 ※共済等は個人で問合せ必要		国保年金課 市役所本館1階 (内線245、246)
子ども		保育園に入園を希望する方	特定教育・保育施設の入園相談	※受付窓口でご相談ください。	子育て支援課 キッズセンターそらいえ 0176-51-4431
		保育園に入園しているお子さまがいる方	住所・氏名変更届等		
		放課後児童クラブ(児童館)の利用を希望する方	児童クラブの入館申請	・申請書、就労証明書など ※各施設までお問合せください。	
		児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～中学生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合 は、勤務先に申請してください。	・請求者のマイナンバーを確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 (社会保険の場合) ※必要なものがそろっていても 窓口へお立ち寄りください。	市民課 市役所本館1階 (内線237)
		0歳～18歳(高校生等)のお子さまがいる方	子ども医療費助成についての相談	※受付窓口でご相談ください。	国保年金課 市役所本館1階 (内線240)
		ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の相談・認定請求 ひとり親家庭等医療費助成の相談・ 申請	※受付窓口でご相談ください。	子育て支援課 キッズセンターそらいえ 0176-51-4431
		小中学生のお子さまがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り必要事項 を記入のうえ、当該学校へ提出し てください。	学務課 市役所別館3階 (内線233)
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	・特別児童扶養手当証書 ・前受給者の戸籍謄本(除票) ・新受給者の戸籍謄本 ・世帯員全員の住民票 ・新受給者の通帳 ・マイナンバーを確認できる書類	障害福祉課 総合社会福祉センター 0176-51-8772	

該当	受付済	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご確認ください	手続き	必要なもの	受付窓口・ 問合せ窓口
高齢／障がい		姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (保険証は後日郵送)	・介護保険証	介護福祉課 総合社会福祉センター 0176-51-8773
		姓が変わる方で 障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーを確認できる書類	障害福祉課 総合社会福祉センター 0176-51-8772
		姓が変わる方で 自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の氏名変更、 健康保険証の変更	・自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療・育成医療) ・健康保険証 ・認印 ・マイナンバーを確認できる書類	
		姓、もしくは健康保険証が変わる方で 重度心身障害者医療受給者証をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の 氏名変更、健康保険証の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証	
税・料金		上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	※お電話で手続きできます。	水道お客さまセンター 上下水道庁舎 0176-51-2373
		税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印	税務課 市役所本館1階 内線165
その他		市営住宅を退去する方または 市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届 出が必要です。受付窓口でご相談く ださい。	建築住宅課 市役所本館3階 内線260
		市墓地公園をお持ちの方	氏名等変更手続き	・変更の事実が記載してある戸籍抄 本等 ・墓地使用許可証	都市整備課 市役所本館3階 (内線270)